

会議録

◇詳細— 教育部庶務課文化財グループ 電話 03-3981-1174

附属機関又は 会議体の名称	令和2年度 豊島区文化財保護審議会（第1回）	
事務局（担当 課）	教育部庶務課	
開催日時	令和3年2月1日（月） 午前10時～	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	菊池 徹夫(早稲田大学名誉教授)※会長職務代理 大石 学(東京学芸大学教授) 内田 青蔵(神奈川大学教授) 副島 弘道(大正大学教授) 小川 直之(國學院大学教授) 加藤 律子(日本刺繍作家) 古泉 弘(特定非営利活動法人としま遺跡調査会 理事長)
	事務局	庶務課長、庶務課文化財係長、庶務課文化財グループ主査（学芸員） 庶務課文化財グループ主任主事、庶務課文化財グループ主事
公開の可否	公開	
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由		
会議次第	1. 豊島区文化財の登録について 【候補物件1】有形文化財（考古資料） 雑司が谷遺跡（東京メトロ雑司が谷駅地区・環状第5の1号線地区） 出土遺物1件 2. 報告事項	
○庶務課長	これより令和2年度第1回豊島区文化財保護審議会を開催いたします。 本日は今年度初めての開催の審議会となります。インターネットを活用した 会議システムを使って、各種会議体を行うことが区の方針として示されたこ とを踏まえまして、本日は初めてWEB会議システムを使って審議会を行わ せていただきます。不手際も多々あるかと存じますが、どうぞ協力のほ ど、よろしく願いいたします。	

	<p>審議に入る前に委員の皆様にご連絡いたします。会長につきましては、今般のコロナウイルス感染症拡大による状況の下、区役所までお越しいただくことが難しいため、本日はご欠席となっております。会長には、あらかじめ本日の資料をお目通しいただき、ご意見をいただいておりますので、のちほど事務局より審議の際にご紹介をさせていただきます。</p> <p>今年度最初の審議会となりますので、はじめに各委員の皆様よりご挨拶を頂ければと思います。</p> <p>～各委員より自己紹介～</p>
○庶務課長	<p>本日の審議会は、7名の委員のご出席をいただき定足数を満たしております。また、先ほど申し上げたように、本日は会長が欠席しておりますので、職務代理として菊池委員に会長代理をお努めいただきます。それでは、どうぞよろしく願いいたします。</p>
○会長代理	<p>それでは、これから議事に入ります。</p> <p>次第の1、豊島区有形文化財の登録について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>～事務局より、前回委員会の指摘事項を踏まえた修正案について説明～</p>
○会長代理	<p>どうもご苦労さまでした。何かこれについてご質問、ご意見等々よろしく願いいたします。</p>
○事務局	<p>初めに、会長より、修正のご提案がございましたので、ご説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>
○会長代理	<p>おっしゃってください。</p>
○事務局	<p>ただ今ご説明した資料については、あらかじめ会長にお送りしたところ、3点ご指摘がございました。</p> <p>1点目は、2ページ目の4行目「縄文時代の落とし穴が発見されたにとどまるが」というところを、「縄文時代の落とし穴の発見にとどまるが」というふうにしたほうが日本語としてスマートであろうというご指摘をいただいております。</p> <p>2点目は10行目、「この地域が旧石器時代以降連続と人間活動の舞台であったことを知ることができる」という文章になっていますが、これを「連続として人間活動の舞台であり続けた」と修正してはどうかとご提案をいただきました。</p>

	<p>3点目は最後の段落についてのご指摘です。2行ほど削りまして、「地域の歴史を明らかにするために不可欠なものである」といった一文に修正してはどうかとご指摘をいただいております。</p>
○会長代理	まず、会長からのご指摘に限っていかがでしょう。
○委員	2ページ目の「江戸時代から」の段落の4行目、「生活のさまざまな場面で用いられた生活用具などである」というのがございますが、ちょっとわずらわしいので、「生活の」と「場面で用いられた」を取って、「さまざまな生活用具などである」だけでよいのではないのでしょうか。
○会長代理	なるほど。
○委員	農具類については、農村生活を示すということで意味がありますけども、生活用具、生活の様々な場面で用いられたのは当然だと思いますので、簡単にしたほうがよいのではと思います。
○会長代理	いかがでしょうか。私もそのほうがいいと思いますが。生活に使った用具は生活用具ですからね。それでよろしいでしょうか。
○委員	「農村生活を示す農具類をはじめ、さまざまな生活用具などである」でどうでしょう。
○会長代理	そこを通して読んでみてください。
○事務局	はい。「その内容は、鬼子母神堂を中心とする行楽地としての活況が垣間見られる多数の飲食器や食物残滓、それとともに農村生活を示す農具類、さまざまな生活用具などである。」となっています。
○会長代理	よろしいでしょうか、皆さん。 ～各委員異議なし～
○会長代理	はい。では、そのように決定いたしましょう。 ほかにはいかがでしょうか。
○委員	いくつかご意見がありますので申し上げます。登録理由の4行目のところに「雑司が谷遺跡は、1561（永禄4）年に出土したと伝えられる」とありますが、ここでは「出土」という言葉よりも、資料等に出てくるように「永禄4年に掘り出されたと伝えられる」という記載が良いと思います。畑の中で鍬にぶつかって拾ったという話もあれば、捨ててあったものを拾ったという話も後の資料で出てきますので、「出土した」と厳密に言うより、これまでいろいろな研究書でも使っている「掘り出されたと伝えられる」という記載のほうがよろしいかと思います。それから、その次、鬼子母神堂についてですが、鬼子母神堂が1664年に建ったということが、小屋組みの中の中央の棟札というか、4ヶ所に書いてあるので、「寛文4年、1664年に建てられた鬼子母神堂」という言葉を入れて頂きたいと思います。

	<p>また、今回の登録の価値について見てみると、江戸時代以後にかけて、極めていろいろなものが出ていて重要なのだと書かれていますよね。平成28年に鬼子母神堂開堂350年重要文化財指定記念「雑司ヶ谷鬼子母神堂」という割と大きな書物が発行されています。これは、建造物、彫刻、工芸品、絵馬など、学術的に詳細な内容が書いてあります。先ほどの件の裏付けにもなりますので、ぜひ「参考資料」として記載いただきたいと思います。</p>
○会長代理	<p>委員の皆さん、ご意見いかがでしょうか。</p> <p>～各委員異議なし～</p>
○会長代理	<p>では、先ほど委員からご指摘のあった書籍「雑司ヶ谷鬼子母神堂」を入れるということよろしいでしょうか。</p>
○事務局	<p>はい。承知いたしました。そのように改めます。</p>
○委員	<p>小さなことなのですがけれども、1枚目下から4行目、「両村に」とあるのですが、「両村は」のほうが文として通じやすいかなと思いました。</p>
○会長代理	<p>なるほど、さらに「両村には」とするのは如何でしょうか。</p> <p>～各委員異議なし～</p>
○事務局	<p>はい。承知いたしました。</p>
○委員	<p>もう1か所だけ、これは、ほかの先生のご意見も伺いたいところですが、2枚目の真ん中あたり、江戸時代から明治、大正、昭和にかけての長い段落です。そこの3行目に、「鬼子母神堂を中心とする行楽地としての活況が」とあります。私どもは、鬼子母神堂は宗教施設というふうに考えているのですが、お寺というのは、浅草寺の場合でも、お寺イコール江戸の行楽地であることは確かなのですが、これをただ「行楽地」と書くのか、それとも「門前町」みたいな言い方のほうがいいのか、私も分からないので、ほかの先生に教えていただければと思います。やはり、行楽地というのは、ちょっと違うのではないかと思います。たとえば飛鳥山だったら「行楽地」でいいと思うのですが。</p>
○会長代理	<p>「門前町」とは言えるのですか。いかがですか。</p>
○委員	<p>「行楽地」という言葉がなくても、例えば「鬼子母神堂を中心とする活況が」で、意味が分かるのではないですかね。</p>
○会長代理	<p>なるほど。</p>
○委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
○委員	<p>あまり行楽地という限定をしないうほうがいい、ということですよ。</p>
○委員	<p>おそらく随分前から「遊興地」という言葉が使われていたと思うんですよ。そこに見られる飲食器自体が大皿ですとか、料亭のようなところで供されるような器ですね。そういうものがほかの遺跡よりも目立つので、それが、そ</p>

○会長代理	<p>の行楽地という表現になったと思うのですが。そのあたりをどう表現するかということだと思いますね。</p>
○事務局	<p>本来の宗教、信仰のほうに重きを置くのか、にぎわいのほうに重きを置くのかということですね。</p>
○会長代理	<p>遺物から、宗教活動もしくは信仰などに触れられる遺物というのはなく、ひたすら飲食している茶碗や皿が出てくるというような状況です。ただ、先生方がおっしゃるとおり、「行楽地」という一面的な見方をしてしまうのも、よろしくないと思います。委員がおっしゃったように「活況を呈していた」という方向の表現のほうがふさわしいかもしれないと考えました。</p>
○委員	<p>それでは、そのあたりにしましょうか。「行楽地としての」は取ると。ほかにはいかがでしょうか、</p>
○会長代理	<p>先ほど申し上げた意見を聞き入れていただいて、ありがとうございました。今回の案件、諮問の文章とは全く関係がないところなのですが、こうして、地中から発掘された、近世、近代の遺物が文化財に登録ということになります。</p> <p>一方で、鬼子母神堂には彫刻が65件あるのですが、そのうち区の登録文化財になっているのは17件しかないのですね。また、堂の中に入っている工芸品は64点あるのですが、1点も登録文化財になっていません。絵馬についても、同じような状況です。</p> <p>これは区にお願いなのですが、伝世品のものについても登録文化財、建造物についても全く同じことが言えますけれども。例えば、江戸時代の大きな仁王像の石造品がありますが、こういったものも登録文化財にはなっていないのですね。だから、何とか伝世品の美術工芸品等のようなものにも少し目を向けていただいたいという、今後のお願いであります。よろしく願いします。</p>
○会長代理	<p>これは、各委員に対してもそうでしょうし、区に対しても検討をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の案件については、このへんでよろしいでしょうか。何かほかにご意見ありますでしょうか。</p>
○会長代理	<p style="text-align: center;">～意見無し～</p> <p>はい、それでは本日の各委員からのご意見を反映いただいた修正案のとおり、答申することに決定いたします。</p> <p>それでは、委員より修正後の答申書を庶務課長にお渡しください。 (答申書手交)</p>

○会長代理	<p>ありがとうございました。続いて事務局より報告事項について説明をお願いします。</p> <p>～事務局より報告事項について説明、質疑～</p>
○会長代理 ○庶務課長	<p>それでは、事務局から次回についてのご案内をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。初めてのWEBの会議ということで緊張いたしましたが、会長代理の進行のおかげでスムーズに運営ができました。ありがとうございました。</p> <p>次の審議会につきましては、案件が決まり次第日程調整をさせていただきます。委員の皆様にはご通知を申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>開催形式については、今後のコロナの感染状況に応じて検討してまいります。本日はありがとうございました。</p>
○会長代理	<p>それでは、本日の第1回文化財保護審議会を閉会いたします。</p>